

総務委員会資料

陳情第88号

神奈川県最低賃金改定等についての陳情

- 資料1 最低賃金制度について
- 資料2 平成28年度地域別最低賃金一覧表(全国)
- 資料3 平成29年度中小企業・小規模事業者支援施策の概要
- 資料4 取引の適正化に向けた取組の概要について
- 資料5 「働き方改革実行計画」における賃金引上げと中小企業支援の取組

経済労働局

平成29年6月16日

最低賃金制度について

1 目的

最低賃金法に基づき、国が、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低限度を定め、これを保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

2 効力

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、最低賃金法により定められた最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。最低賃金の適用を受ける労働者と使用者の間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分を無効とし、最低賃金と同様の定めをしたものとみなします。

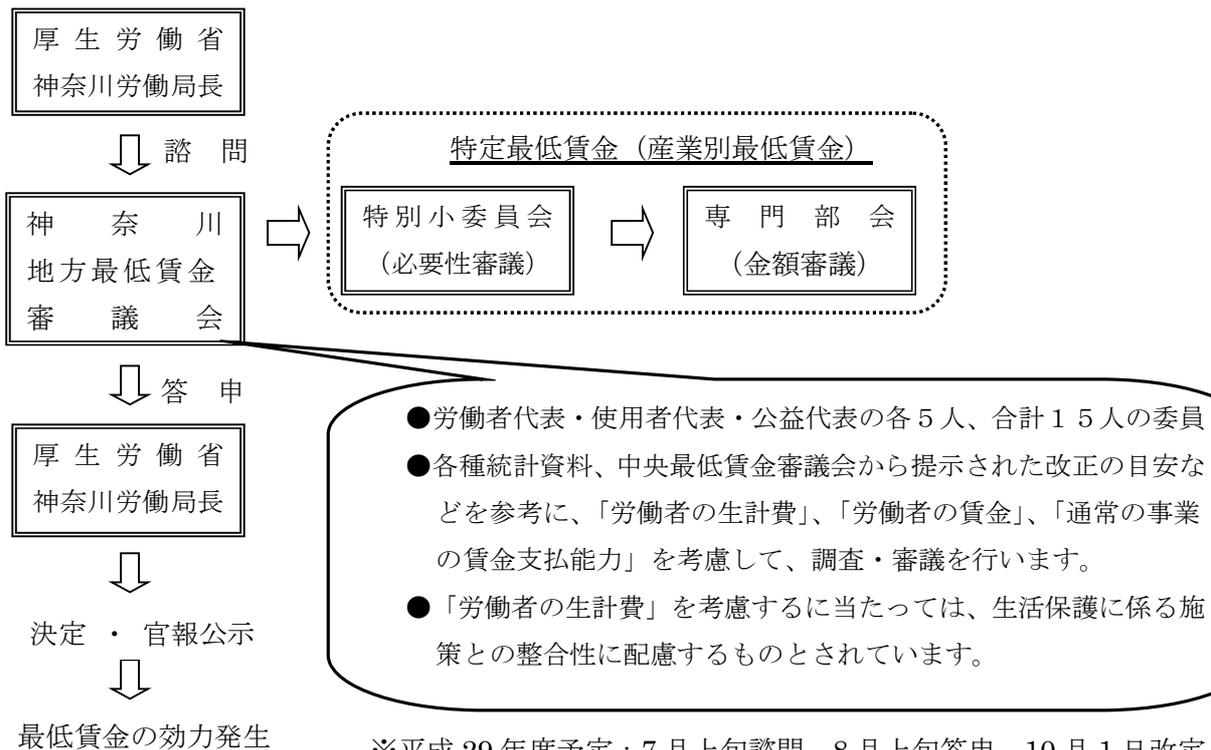
3 種類

- (1) 地域別最低賃金
都道府県ごとに、産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用されます。
- (2) 特定最低賃金（産業別最低賃金）
特定の産業に働く労働者とその使用者に適用され、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることができます。

4 決定の主な流れ

神奈川県最低賃金は、厚生労働省神奈川労働局長が、神奈川県最低賃金審議会に諮問し、同審議会の調査審議を踏まえた意見を聴いて、決定します。

なお、特定最低賃金（産業別最低賃金）は、小委員会にて「必要性審議」を行い、改正の必要性があると決定した業種は、専門部会を開催して金額審議を行うこととなります。



平成28年度 地域別最低賃金一覧表（全国）

都道府県名	平成28年度 最低賃金	平成27年度 最低賃金	効力発生年月日
	時間額（円）	時間額（円）	
神奈川	930	905	平成28年10月1日
北海道	786	764	平成28年10月1日
青森	716	695	平成28年10月20日
岩手	716	695	平成28年10月5日
宮城	748	726	平成28年10月5日
秋田	716	695	平成28年10月6日
山形	717	696	平成28年10月7日
福島	726	705	平成28年10月1日
茨城	771	747	平成28年10月1日
栃木	775	751	平成28年10月1日
群馬	759	737	平成28年10月6日
埼玉	845	820	平成28年10月1日
千葉	842	817	平成28年10月1日
東京	932	907	平成28年10月1日
新潟	753	731	平成28年10月1日
富山	770	746	平成28年10月1日
石川	757	735	平成28年10月1日
福井	754	732	平成28年10月1日
山梨	759	737	平成28年10月1日
長野	770	746	平成28年10月1日
岐阜	776	754	平成28年10月1日
静岡	807	783	平成28年10月5日
愛知	845	820	平成28年10月1日
三重	795	771	平成28年10月1日
滋賀	788	764	平成28年10月6日
京都	831	807	平成28年10月2日
大阪	883	858	平成28年10月1日
兵庫	819	794	平成28年10月1日
奈良	762	740	平成28年10月6日
和歌山	753	731	平成28年10月1日
鳥取	715	693	平成28年10月12日
島根	718	696	平成28年10月1日
岡山	757	735	平成28年10月1日
広島	793	769	平成28年10月1日
山口	753	731	平成28年10月1日
徳島	716	695	平成28年10月1日
香川	742	719	平成28年10月1日
愛媛	717	696	平成28年10月1日
高知	715	693	平成28年10月16日
福岡	765	743	平成28年10月1日
佐賀	715	694	平成28年10月2日
長崎	715	694	平成28年10月6日
熊本	715	694	平成28年10月1日
大分	715	694	平成28年10月1日
宮崎	714	693	平成28年10月1日
鹿児島	715	694	平成28年10月1日
沖縄	714	693	平成28年10月1日
全国加重平均(※)	823	798	

※加重平均とは、都道府県ごとの労働者人数を考慮した平均のこと

※最低賃金の値上げが年度3%の場合、加重平均が1,000円を超えるのは7年後

平成 29 年度中小企業・小規模事業者支援施策の概要

1 平成 29 年度中小企業・小規模事業者関係予算の主な事業

(1) 経済産業省：中小企業庁

事業名	予算額	内 容
1. 経営力強化・生産性向上に向けた取り組み		
① 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業	130.0億円	・中小企業・小規模事業者が産学官連携して行う研究開発や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援する。
② 小規模事業者対策推進事業	49.4億円	・商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」に基づき実施する伴走型の小規模事業者支援を推進する。また、地域の小規模事業者と連携して行う特産品開発・観光集客の取組等、複数の事業者の売上増大につながる取組を支援する。
③ 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業	23.9億円	・新規に海外展開を目指す中小企業・小規模事業者を中心に、事業計画策定から海外販路開拓、現地進出、進出後の課題に対する対応までを一貫して支援する。
④ ふるさと名物応援事業	13.5億円	各地域にある資源を活用した「ふさと名物」のブランド化など支援する。①中小企中業・小規模事業者が地域資源の活用や農林漁と連携によって行う商品サービス開発・販路開拓、②海外展示会出展等を通じたブランド確立や海外販路開拓等を支援する。
⑤ 地域・まちなか商業活性化支援事業	17.8億円	商店街における公共的機能や買物の維持・強化を図る全国モデル型の取組や、商店街内の個店等が連携して行う販路開拓や新製品発売を支援する。加えて、。加えて、コンパクトシティ化に取り組むまち(中心市街における地域への波及効果の高い複合商業施設整備を支援する。
2. 活力ある担い手の拡大		
① 創業・事業承継支援事業	11.0億円 (新規)	・産業競争力強化法の認定市区町村で創業を目指す創業者等を支援し、イベントの開催により創業機運の醸成を図る。また、事業承継の円滑化を図るために、ニーズの掘り起こし及び事業承継を契機とした新しい取組に対して支援する。
② 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業	61.1億円	・「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生を行う。また、「事業引継ぎ支援センター」において事業引継ぎを行おうとする中小企業・小規模事業者を支援する。
③ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	54.8億円	・各都道府県に設置されている「よろず支援拠点」を活用し、中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対応するワンストップ相談対応を行う。あわせて、高度で専門的な課題に対応する専門家の派遣や、支援ポータルサイトにおいて支援施策の情報提供等を実施する。
④ 中小企業・小規模事業者人材対策事業	16.7億円	・中小企業・小規模事業者が、必要とする人材を地域内外から発掘・マッチング・定着することに対して支援する。また、中小サービス業・ものづくり現場・まちづくりの中核を担う人材や、小規模事業者を支援する人材を育成する。

事業名	予算額	内 容
3. 安定した事業環境の整備		
① 中小企業取引対策事業	13.9億円	・下請事業者による連携を促進することで中小企業・小規模事業者の振興を図る。また、下請取引に関する相談や、下請代金支払遅延等防止法の周知徹底・厳正な運用、官公需情報の提供等を行うことで、取引に関する事業者の課題に対処する。
② 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業	28.5億円	・中小企業・小規模事業者等が消費税を円滑に転嫁できるよう、時限的に転嫁対策調査官(転嫁Gメン)を措置し、違反行為の監視・検査体制の強化を図る。
③ 消費税軽減税率対応窓口相談等事業	19.4億円 (新規)	・消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や、専門家派遣を通じたきめ細かいサポートを行う。

(2) 厚生労働省

事業名	予算額	内 容
生産性向上に向けた労働環境の整備		
① 人材育成の充実	758億円	先進企業の好事例を活用したオーダーメイド型訓練の開発、専門実践教育訓練給付の拡充、資格取得などを可能にする長期の離職者訓練の拡充・新設等。
② 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進	171億円	雇用管理改善につながる制度の導入・実施を通じて従業員の職場定着に取り組む事業主を支援する職場定着支援助成金について、保育分野における拡充等を行うとともに、介護、建設分野等の人材不足分野の事業主を対象に雇用管理改善に関する相談援助・情報提供等を強化し、「魅力ある職場づくり」を推進する。
③ 賃金の引上げ等の支援の強化	100億円 (一部新規)	経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置(※業務改善助成金等)を推進・拡充するとともに、人事システムの改善を通じた賃金引上げの環境整備に対する助成を創設する。

【※業務改善助成金】

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度で、生産性向上のための設備投資(機械設備等の導入)などを行い、最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する。

申請コース区分	助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の上限額
30円コース	事業場内最低賃金が750円未満の事業場	30円以上	7/10 (常時使用する労働者が企業全体で30人以下の事業場は3/4※) ※別途定める生産性要件を満たした場合は、3/4(4/5)	50万円
40円コース	事業場内最低賃金が800円未満の事業場	40円以上		70万円
60円コース	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場	60円以上		100万円
90円コース	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場	90円以上		150万円
120円コース		120円以上		200万円

2 助成制度の採択の公開状況

(1) 経済産業省：中小企業庁

平成29年度予算/平成28年度補正予算分で、中小企業庁がホームページ上で公開している採択情報において、神奈川県内企業等が採択されているもの。

(平成29年6月8日現在)

事業名	応募数 (注1)	採択数 (全国)	県内	公表日
1-① 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業				
平成28年度補正予算「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」	15,547	6,157	256	H29/3/17
1-② 小規模事業者対策推進事業				
平成28年度第2次補正予算「小規模事業者広域型販路開拓支援パッケージ事業 地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業」	—	49	1	H29/2/2
平成28年度第2次補正予算「小規模事業者販路開拓支援事業(小規模事業者持続化補助金)」(一般型)	—	16,487	553	H29/3/17
1-④ ふるさと名物応援事業				
平成29年度予算低未利用資源活用等農商工等連携支援事業(事業化・市場化支援事業)	—	51	5	H29/4/12
1-⑤ 地域・まちなか商業活性化支援事業				
平成28年度第2次補正予算 商店街・まちなか集客力向上支援事業(商店街集客力向上支援事業)第1次募集	—	50	3	H29/3/31
平成28年度第2次補正予算 商店街・まちなか集客力向上支援事業(商店街集客力向上支援事業)第2次募集	—	20	3	H29/5/15
3-① 中小企業取引対策事業				
平成29年度予算「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金」(下請中小企業自立化基盤構築事業)【一次公募一次締切分】	—	2	1	H29/4/3
平成29年度予算「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金」(下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業)【一次公募一次締切分】	—	2	1	H29/4/3

(注1):「—」は、応募数が公表されていないもの

(2) 厚生労働省

厚生労働省では、ホームページ上に採択情報を公表していない。

取引の適正化に向けた取組の概要について

中小企業憲章

【基本原則】

4. 公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

【行動指針】

5. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

中小企業基本法及び下請取引関係法の主な規定

中小企業基本法

【取引の適正化】

第22条 国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、**下請代金の支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。**

下請中小企業振興法

- 親事業者の協力のもとに、下請中小企業の体質を改善し、下請性を脱した独立性のある企業に育てあげることが目的
- 国は、親事業者と下請事業者の望ましい関係を示した「**振興基準**」を策定

親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行を追記するなど、親・下請双方の適正取引や付加価値向上に向けた改正を実施（平成28年12月14日経済産業省告示）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）

不当な取引制限や**不正な取引方法を禁止**

下請代金支払遅延等防止法（下請法）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を規定するとともに、親事業者の義務及び禁止行為を規定

- 親事業者の義務
 - ・書面の交付義務
 - ・書類作成保存義務
 - ・下請代金の支払期日を定める義務
 - ・遅延利息の支払い義務
 - 親事業者への禁止行為
 - ・受領拒否の禁止
 - ・下請代金の支払遅延の禁止
 - ・下請代金の減額の禁止
 - ・返品禁止
 - ・買ったたきの禁止 等
- 違反したときは50万円以下の罰金
禁止行為を行ったときは勧告措置

平成28年12月14日付で運用基準を13年ぶりに改正違反行為となる事例を大幅追加（66事例から141事例）し、**下請法の運用を強化**

下請取引適正化等の国等の取組状況

●「下請かけこみ寺」での相談対応

- ・国が全国48か所（47都道府県+本部）に中小企業の取引上の悩み相談窓口「下請かけこみ寺」を設置し、相談員や弁護士が相談に対応
- ・県内では、神奈川県産業振興センター内に設置
- ・平成27年度の県内相談実績288件（前年度246件）
※全国の総計は5,825件（平成27年度）
- 「下請Gメン」により下請企業への聞き取り調査

●下請法違反行為に対する勧告・指導状況（27年度）

- 勧告4件（前年度7件）指導5,980件（過去最多）
※神奈川県は264件
- 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況
総額13億2,622万円相当
- 下請取引適正化推進月間（11月）での取組
 - ・下請取引適正化推進講習会開催
 - ・業界団体に対する要請活動 等

「働き方改革実行計画」における賃金引き上げと中小企業支援の取組

I 「働き方改革実行計画」の決定

平成28年9月、安倍首相を議長とし、関係大臣8名及び労働界・産業界のトップなど有識者15名で構成される「働き方改革実現会議」が設置され、その後10回にわたる議論を経て、平成29年3月28日、「働き方改革実行計画」が決定された。

II 「働き方改革実行計画」の構成

1. 働く人の視点に立った働き方改革の意義

- (1) 経済社会の現状
- (2) 今後の取組の基本的考え方
- (3) 本プランの実行

2. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善

- (1) 同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備
- (2) 法改正の施行に当たって

3. 賃金引き上げと労働生産性向上

- (1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善
- (2) 生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備

4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

- (1) 雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援
- (2) 非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援
- (3) 副業・兼業の推進に向けたガイドラインや改定版モデル就業規則の策定

6. 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備

- (1) 女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援などの充実
- (2) 多様な女性活躍の推進
- (3) 就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備

7. 病気の治療と仕事の両立

- (1) 会社の意識改革と受入れ体制の整備
- (2) トライアングル型支援などの推進
- (3) 労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化

8. 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労

- (1) 子育て・介護と仕事の両立支援策の充実・活用促進
- (2) 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

9. 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援

- (1) 転職者の受入れ企業支援や転職者採用の拡大のための指針策定
- (2) 転職・再就職の拡大に向けた職業能力・職場情報の見える化

10. 誰にでもチャンスのある教育環境の整備

11. 高齢者の就業促進

12. 外国人材の受入れ

13. 10年先の未来を見据えたロードマップ

Ⅲ 「3. 賃金引上げと労働生産性向上」の概要

過去最高水準の企業収益を継続的に賃上げに確実につなげ、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環をさらに確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。

①最低賃金の引上げ

- 最低賃金を、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。
- このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。

②賃上げに積極的な企業等の後押し

- 賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など賃上げの環境整備に取り組む。
- 賃上げに積極的な事業者を、税額控除の拡充により後押し。生産性向上に資する人事評価制度や賃金制度を整備し、生産性向上と賃上げを実現した企業への助成制度を創設

③中小・小規模事業者の取引条件の改善

- 下請け取引に関する制度の通達・運用基準を見直し。今後、厳格に運用し、下請け取引の条件改善を進める。
 - ・50年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直し。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則とする（下請中小企業振興法・振興基準に規定）。
 - ・近年の下請けいじめの実態を踏まえ、下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定。
- 産業界には、これを踏まえた自主行動計画に基づく取組の着実な実施を求める
- このフォローアップのため、全国に配置する下請けGメン（取引調査員）による年間2,000件以上のヒアリング調査などにより、改善状況を把握し、課題が確認されれば、自主行動計画の見直し要請など、必要な対応を検討、実施。

④生産性向上に取り組む企業等への支援

- 雇用保険法を改正して雇用安定事業と能力開発事業の理念に生産性向上に資することを追加。
- 雇用関係助成金に生産性要件を設定し、金融機関との連携強化を図るなどの改革を行う。